

社会福祉法人浩福会
役員及び評議員等の費用弁償及び報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浩福会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の費用弁償及び報酬等の支給について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 この規程において評議員等とは、法人の評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び評議員会への出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、費用弁償額として5,000円を支給する。

(監事の費用弁償)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、費用弁償額として5,000円を支給する。

(評議員選任・解任委員会への出席)

第5条 評議員選任・解任委員及び理事が評議員選任・解任委員会に出席したときは、費用弁償額として5,000円を支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第6条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に、1月あたり7日以上勤務した場合、報酬として月額100,000円を支給する。

2 理事及び評議員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務に、1月あたり7日以上勤務した場合、報酬として月額100,000円を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、次に掲げる旅費等を支給する。

- (1) 旅費は、実費を支給する。
- (2) 宿泊費は、1泊あたり20,000円を支給する。
- (3) 報酬は、1日あたり15,000円を支給する。
- (4) 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(5) 旅費等は原則として事前に概算額を支払い、出張終了後精算する。

(適用除外)

第8条 職員を兼務する理事はこの規程を適用しない。

(改正)

第9条 この規程の評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。